

薩摩川内SDGsチャレンジ ロゴマーク使用の手引き



令和5年1月策定
令和5年4月変更
鹿児島県薩摩川内市



はじめに

薩摩川内市では、令和3年6月8日に、市長が「薩摩川内市未来創生SDGs・カーボンニュートラル宣言」を実施し、2030年SDGsの達成と2050年カーボンニュートラルの達成に向けて取り組んでいます。また、令和4年5月20日には、国（内閣府）のSDGs未来都市に選定され、今後さらにSDGs及びカーボンニュートラルの達成に向けて、「薩摩川内SDGsチャレンジ」を合言葉に市民総ぐるみで取り組むことを目指しています。

そこで、市民、企業、団体、学校、行政など、あらゆるステークホルダー（関係者）と統一感のあるプロモーションとしていくため、薩摩川内SDGsチャレンジロゴマークを作成しました。

この手引きは、薩摩川内SDGsチャレンジロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の申請方法や使用上のルールなど必要な事項を定めたものです。

ロゴマークを使用する際には、以下の内容を必ず確認し、順守するようお願いいたします。

<目次>

1	ロゴマークについて	P 2
2	権利の帰属	P 3
3	ロゴマークを使用できる者	P 3
4	使用申請手続き	P 4
5	変更及び使用中止の届出	P 4
6	使用料及び手数料	P 5
7	使用にあたっての遵守事項	P 5
8	使用承認期間	P 5
9	使用者の責任	P 5
10	無断使用への対応	P 6
11	その他	P 6
12	問合せ先	P 6



2. 権利の帰属

本ロゴマークに関する一切の権利は、薩摩川内市に帰属します。

3. ロゴマークを使用できる者

薩摩川内市におけるSDGsの達成に向け、連携して取り組む主体として、次に該当する者が、ロゴマークを使用できるものとします。

- (1) 薩摩川内市SDGs・カーボンニュートラル登録制度実施要綱（薩摩川内市告示第356号）第6条第2項に規定する薩摩川内市SDGsチャレンジパートナー
- (2) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関。ただし、報道を目的に使用する場合に限る。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

【参考】

薩摩川内市SDGs・カーボンニュートラル登録制度実施要綱（抜粋）

（対象となる市内企業等）

第3条 薩摩川内SDGsチャレンジパートナー制度への登録（以下「登録」という。）の対象となる企業・団体等（以下「対象企業・団体等」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 市内に本社、支店、事業所等を有し、市内で事業活動を行う企業、法人、NPO団体、市民団体、教育・研究機関、個人事業主等又は本市と包括連携協定を結んでいる企業・団体等であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び同条第6号に規定する暴力団員が所属していないこと並びに暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (3) その他関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上登録するにふさわしくないと判断される事由がないこと。



4. 使用申請手続き

ロゴマークを使用しようとする場合は、あらかじめ「薩摩川内SDGsチャレンジロゴマーク使用申請書(様式第1号)」を市長に提出する必要があります。

- 【提出物】 薩摩川内SDGsチャレンジロゴマーク使用申請書(様式第1号)
※ロゴマーク使用対象の現物若しくは写真を添付してください。
(使用対象が完成前の場合は、ロゴマークの使用方法が分かる企画書等を添付してください。)
- 【提出方法】 メール又は郵送にてご提出ください。
- 【提出先】 (メールの場合) sdgs@city.satsumasendai.lg.jp
(郵送の場合) 〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市未来政策部企画政策課
SDGs・開発グループ 宛

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は手続きが不要です。

- ・放送機関、新聞社、通信社及びその他の報道機関が報道目的に使用する場合
- ・薩摩川内市が実施する事業等で使用する場合
- ・その他、市長が認める場合

5. 変更及び使用中止の届出

変更があった場合

使用届出書の記載事項に変更があった場合は、当該使用届出書を添付して速やかに「薩摩川内SDGsチャレンジロゴマーク使用変更届出書(様式第2号)」を市長に提出してください。

使用中止をした場合

商標の非商業等使用を中止したときは、速やかに「薩摩川内SDGsチャレンジロゴマーク使用中止届出書(様式第3号)」を市長に提出してください。

- 【提出物】 変更があった場合
薩摩川内SDGsチャレンジロゴマーク使用変更届出書(様式第2号)
※使用方法に変更がある際は、ロゴマーク使用対象の現物若しくは写真を添付してください。
(使用対象が完成前の場合は、ロゴマークの使用方法が分かる企画書等を添付してください。)
- 使用中止の場合
薩摩川内SDGsチャレンジロゴマーク使用中止届出書(様式第3号)
- 【提出方法】 「4. 使用申請手続き」と同様です。メール又は郵送にてご提出ください。
- 【提出先】 「4. 使用申請手続き」と同様です。メール又は郵送にてご提出ください。

6. 使用料及び手数料

ロゴマークの使用料及び手数料は無料とします。

7. 使用にあたっての責務等

ロゴマークの使用にあたっては、信義に基づき誠実に使用するとともに、次の事項を遵守してください。

- 1 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用申請書又は変更届出書に記載した内容を遵守し、市の信用又は品位を損なうようなロゴマークの使用をしないよう努めること。
 - (2) ロゴマークについては、市が提供する清刷データを基に使用し、当該データの保存形式、解像度等を変更して使用しないこと。
 - (3) ロゴマークを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (4) この告示の規定により市長の処分に従い、又は市長の指導、勧告若しくは助言に協力するよう努めること。
 - (5) ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、速やかに対処するとともに、その経過等について市に報告すること。
 - (6) 本市のSDGs及びカーボンニュートラルの推進に積極的に協力するよう努めること。
- 2 使用商品等の流通又は販売若しくは営業の過程において、当該使用商品等の品質等に関する事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、当該使用者がその責任を負うものとする。この場合において、当該使用者は、事故等の内容及びその解決のために講じた措置について遅滞なく市長に報告しなければならない。
- 3 事故等の発生により当該使用者及びその関係取引先において経済的な損害その他不測の事態が発生した場合であっても、市は一切の責任及び負担を負わない。

8. 使用承認期間

薩摩川内SDGsチャレンジロゴマーク使用申請書（様式第1号）の「3 使用期間」に記載のある期間とします。

ただし、この期間内に、申請した内容の変更があった場合には、薩摩川内SDGsチャレンジロゴマーク使用変更届出書（様式第2号）を市長に提出し、承認を受けてください。



9. 無断使用への対応

ロゴマークの使用届出書を提出せずにロゴマークの非商業等使用がなされた場合においては、当該非商業等使用を無断で行った者に対し、その使用物件の回収等の措置をとることを求めることができます。

10. その他

この手引きに定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

11. 問合せ先

〒895-8650

鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号

薩摩川内市 未来政策部企画政策課 SDGs・開発グループ

電話：0996-23-5111（内線 4821、4822）

FAX：0996-20-5570

メール：sdgs@city.satsumasendai.lg.jp

